

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書類)

2024 年 5 月 11 日

株式会社福井銀行

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書類)

2024 年 5 月 11 日

福井県福井市順化一丁目 1 番 1 号
株式会社福井銀行
代表執行役頭取 長谷川 英一

株式会社福井銀行（以下「当行」といいます。）は、株式会社福邦銀行（以下「福邦銀行」といいます。）との間で締結した別紙 1 の 2024 年 5 月 10 日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として、当行を株式交換完全親会社、福邦銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、本株式交換は、当行においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

福邦銀行は、2024 年 5 月 10 日開催の取締役会において、親会社である当行との間で、当行を株式交換完全親会社とし、福邦銀行を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2024 年 6 月 19 日に開催予定の福邦銀行の定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記「1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）」に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

福邦銀行は、本株式交換の効力発生日の前日までに行われる福邦銀行の取締役会の決議により、本株式交換により福井銀行が福邦銀行の発行済普通株式（ただし、福井銀行の有する福邦銀行の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において福邦銀行が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって福邦銀行が取得する自己株式を含みます。）の全部を基準日をもって消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 本株式交換契約の締結

当行は、2024 年 5 月 10 日開催の取締役会において、子会社である福邦銀行と

の間で、当行を株式交換完全親会社とし、福邦銀行を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2024年6月19日に開催予定の福邦銀行の定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2024年10月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記「1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）」に記載のとおりです。

② 自己株式の取得に係る事項の決定

当行は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式に係る事項について決議しました。

(ア) 自己株式の取得を行う理由

当行は、2024年5月10日付「株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の簡易株式交換による完全子会社化に関する株式交換契約締結について」で公表のとおり、2024年10月1日を効力発生日として、当行を完全親会社、株式会社福邦銀行を完全子会社とする株式交換を実施するにあたり、福邦銀行の株主の皆様に対して割合で交付する当行の普通株式の全部に充当するために、自己株式の取得を行います。

(イ) 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	600,000株（上限とする） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.54%）
(3) 株式の取得価額の総額	1,648,800,000円（上限とする）
(4) 取得期間	2024年5月14日～2024年6月28日

6. 会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

株式交換契約書

株式会社福井銀行（以下「甲」という。）及び株式会社福邦銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、第 5 条に定める効力発生日（以下「効力発生日」という。）において、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第 2 条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社（甲）

商号 株式会社福井銀行
住所 福井県福井市順化一丁目 1 番 1 号

(2) 株式交換完全子会社（乙）

商号 株式会社福邦銀行
住所 福井県福井市順化一丁目 6 番 9 号

第 3 条（株式交換対価の交付及び割当て）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第 6 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、甲を除く。本条において、以下同じ。）に対して、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 0.038 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 前項の対価の割当てについては、乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式の数に 0.038 を乗じて得た数の甲の普通株式をそれぞれ割り当てる。
- 甲は、本株式交換に際して、前項の規定に従って甲が乙の株主に対してそれぞれ割り当てる甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定めた額とする。

第 5 条（効力発生日）

効力発生日は、2024 年 10 月 1 日とする。ただし、甲及び乙は、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により、協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（自己株式の消却）

乙は、基準時の直前時において乙が保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）を効力発生日の前日までに開

催する乙の取締役会決議により、当該直前時において消却する。

第7条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、本契約締結後、2024年3月31日時点の甲の株主に対し、1株につき25円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。
2. 乙は、本契約締結後、2024年3月31日時点の乙の株主に対し、1株につき3円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第8条（会社財産の善管注意義務等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、それぞれの子会社（甲については乙を除く。）をして善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理、運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、別途甲乙間で合意したものを除き、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、甲及び乙それぞれの連結の財産状態及び将来の損益状況に重要な影響を与える行為を行わないものとし、また、甲及び乙それぞれの子会社（甲については乙を除く。）をしてこれを行わせない。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じたとき甲及び乙が判断した場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の承認及び効力）

1. 乙は、2024年6月19日、乙の定時株主総会を開催し、本契約につき承認決議を得るものとする。ただし、甲及び乙は、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により、協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、法令に定める関係官庁等の認可等が得られない場合、又は前条に基づき本契約が解除された場合にその効力を失う。

第11条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が協議し合意の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各当事者は、それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2024年5月10日

甲： 福井県福井市順化一丁目1番1号
株式会社福井銀行
代表執行役頭取 長谷川 英一 印

乙： 福井県福井市順化一丁目6番9号
株式会社福邦銀行
代表取締役頭取 湯浅 徹 印

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換による割当ての内容

	当行 (株式交換完全親会社)	福邦銀行 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.038
本株式交換により交付する株式数	当行の普通株式：1,034,576 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

福邦銀行の普通株式 1 株に対して、当行の普通株式 0.038 株を割当て交付します。ただし、当行が保有する福邦銀行の普通株式 37,118,334 株（2024 年 3 月 31 日現在）については本株式交換による割当ては行いません。

なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両行間で協議及び合意のうえ変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により当行が交付する株式数（予定）

当行は、本株式交換に際して、本株式交換により当行が福邦銀行の発行済普通株式（ただし、当行の有する福邦銀行の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における福邦銀行の株主の皆様（ただし、当行を除きます。）に対し、福邦銀行の普通株式に代わる金銭等として、その有する福邦銀行の普通株式 1 株につき、当行の普通株式 0.038 株の割合をもって、当行の普通株式を割り当てる予定です。これにより、当行が本株式交換により交付する普通株式は、1,034,576 株となる予定であり、当行は、これを全て自己株式をもって充当する予定です。このため、当行は、上記のとおり、2024 年 5 月 14 日から同年 6 月 28 日までの期間において、自己株式取得を行う予定です。

また、福邦銀行は、効力発生日の前日までに行われる福邦銀行の取締役会の決議により、基準時の直前時に保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって福邦銀行が取得する自己株式を含みます。）の全部を当該直前時をもって消却する予定です。このため、福邦銀行の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、福邦銀行の自己株式数が当該直前時までに変動した場合には、本株式交換により交付する当行の普通株式数が、変動する可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当行の単元未満株式（100 株未満の株式）を所有する株主が新たに生じることが見込まれますが、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所及びその他の金融商品取引市場において売却することはできません。

当行の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

○単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）：

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当行に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

○単元未満株式の買増制度（1 単元への買増し）：

会社法第 194 条第 1 項及び当行の定款の規定に基づき、当行が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数（100 株）となる数の株式を当行から買い増すことができます。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべき当行の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当行は、当該端数の割当てを受けることとなる福邦銀行の株主の皆様に対して、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

（2）割当ての内容の根拠及び理由

両行は、本株式交換に用いられる上記（1）「本株式交換による割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両行から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当行は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、福邦銀行は株式会社クリフィックス・コンサルティング（以下「クリフィックス・コンサルティング」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当行においては、下記 4（1）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村証券から 2024 年 5 月 9 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの法的助言の結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当行の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、福邦銀行においては、下記 4（1）「公正性を担保するための措置」及び 4（2）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるクリフィックス・コンサルティングから 2024 年 5 月 9 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの法的助言、並びに、当行との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び 2024 年 5 月 10 日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、当行との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に関して、慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、福邦銀行の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のとおり、両行は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を

行うこととし、本日開催の両行の取締役会の決議に基づき、両行間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両行間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両行との関係

当行の第三者算定機関である野村証券及び福邦銀行の第三者算定機関であるクリフィックス・コンサルティングは、いずれも両行から独立した算定機関であり、両行の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

② 算定の概要

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は野村証券を第三者算定機関として選定し、福邦銀行はクリフィックス・コンサルティングを第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村証券は、当行の普通株式については、当行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、当行には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、それに加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

福邦銀行の普通株式については、福邦銀行が非上場会社であるものの、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、それに加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価手法における当行の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当行	福邦銀行	
市場株価平均法	類似会社比較法	0.034~0.052
類似会社比較法	類似会社比較法	0.027~0.041
DDM法	DDM法	0.038~0.044

なお、市場株価平均法については、本株式交換契約締結日の前日である2024年5月9日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、基準日の終値、基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提とし

ており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関係会社」をいいます。以下同じです。）の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、福邦銀行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、福邦銀行から提供され当行が確認した事業計画、福邦銀行へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2025年3月期以降の福邦銀行の将来予想を前提としております。

また、野村證券の算定は、当行の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。なお、野村證券がDDM法の評価の基礎とした当行の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、貸出金利息の上昇に伴う資金利益の増収を見込み、かつ、2024年3月期に計上した、金利上昇を見据えた債券売却に伴う売却損を2025年3月期において見込まないことから、対前年度比で親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増益となることを見込んでおります。他方、福邦銀行の将来の財務予測においても、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、2024年3月期に臨時収益として計上した株式等売却益を見込んでいないことから、対前年度比で当期純利益の大幅な減益となることを見込んでおります。また、2026年3月期において、貸出金利息の上昇に伴う資金利益の増収を見込むも、2025年3月期に見込む固定資産売却益の計上による特別利益の剥落に伴って、対前年度比で当期純利益の大幅な減益となることを見込んでおります。加えて、2027年3月期においては、前年度対比における貸出金利回りの更なる上昇に伴う資金利益の増収を見込んでいることから、対前年度比で当期純利益の大幅な増益となることを見込んでおります。

クリフィックス・コンサルティングは、当行の普通株式については、当行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行いました。非上場会社である福邦銀行の普通株式については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法による算定を行うとともに、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM法による算定を行いました。

上記の各評価手法による当行の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当行	福邦銀行	
市場株価平均法	類似会社比較法	0.031~0.038
市場株価平均法	DDM法	0.033~0.042

市場株価平均法では、本株式交換契約締結日の前日である2024年5月9日（基準日）を

算定基準日として、基準日の終値、基準日から遡る 5 営業日、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

クリフィックス・コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、クリフィックス・コンサルティングは、両行及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。クリフィックス・コンサルティングは、提供された福邦銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、福邦銀行の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的かつ適正な手続に従って作成されていることを前提としております。クリフィックス・コンサルティングは、福邦銀行の同意を得て、福邦銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。クリフィックス・コンサルティングの株式交換比率の算定は、2024 年 5 月 9 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、クリフィックス・コンサルティングが DDM 法の評価の基礎とした福邦銀行の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025 年 3 月期において、2024 年 3 月期に臨時収益として計上した株式等売却益を見込んでいないことから、対前年度比で当期純利益の大幅な減益となることを見込んでおります。また、2026 年 3 月期において、貸出金利息の上昇に伴う資金利益の増収を見込むも、2025 年 3 月期に見込む固定資産売却益の計上による特別利益の剥落に伴って、対前年度比で当期純利益の大幅な減益となることを見込んでおります。加えて、2027 年 3 月期においては、前年度対比における貸出金利回りの更なる上昇に伴う資金利益の増収を見込んでいることから、対前年度比で当期純利益の大幅な増益となることを見込んでおります。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当行及び福邦銀行は、本株式交換の対価として、当行株式を選択しました。

当行株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本株式交換後も同市場における取引機会が確保されること、また、福邦銀行の株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、本株式交換の対価として当行株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当行の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い当行が別途適当に定める額とします。この取扱いは、法令及び当行の資本政策に鑑み、相当であると判断しています。

4. 株式交換子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

当行は、既に福邦銀行株式 37,118,334 株（2024 年 3 月 31 日現在、発行済株式総数（65,133,334 株）から自己株式（789,309 株）を減じた株式数に占める割合にして 57.68%（小数点以下第三位を切捨て））を保有する同社の親会社であることから、両行は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

当行は、第三者算定機関である野村證券を選定し、2024 年 5 月 9 日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記 1 (3) 「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、福邦銀行は、第三者算定機関であるクリフィックス・コンサルティングを選定し、2024 年 5 月 9 日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記 1 (3) 「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両行は、いずれも、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

当行は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、両行から独立しており、両行との間で重要な利害関係を有していません。

他方、福邦銀行は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、岩田合同法律事務所は、両行から独立しており、両行との間で重要な利害関係を有していません。

(2) 利益相反を回避するための措置

当行は、既に福邦銀行株式 37,118,334 株（2024 年 3 月 31 日現在、発行済株式総数（65,133,334 株）から自己株式（789,309 株）を減じた株式数に占める割合にして 57.68%）を保有する同社の親会社であることから、福邦銀行は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① 福邦銀行における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

福邦銀行は、2023 年 11 月 1 日、本株式交換に係る福邦銀行の意思決定に慎重を期し、また、福邦銀行取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが福邦銀行の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、当行と利害関係を有しておらず、福邦銀行の社外取締役である中川忠洋氏、並びに福邦

銀行の社外監査役である上野嘉蔵氏及び森口功一氏の3名により構成される本特別委員会を設置しました。なお、本特別委員会の各委員に対して本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬の付与は予定されておらず、本特別委員会の各委員は本株式交換の成否について重要な利害関係を有しておりません。

福邦銀行は、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対して、(i) 本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が福邦銀行の企業価値の向上に資するかを含む。）、(ii) 本株式交換に係る取引条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性、(iii) 本株式交換に係る手続の公正性、(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本株式交換を行うことが、福邦銀行の少数株主にとって不利益でないか（以下(i)乃至(iv)を総称して「本件諮問事項」といいます。）について諮問しました。

本特別委員会は、2023年11月1日から2024年5月10日までに、会合を合計8回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、福邦銀行が選任した第三者算定機関であるクリフィックス・コンサルティング及びリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所につき、いずれも十分な専門的知見及び経験並びに独立性を有していることを確認し、それぞれの選任を承認いたしました。その上で、福邦銀行からは、主要な経営課題、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の意義・目的、株式交換比率の算定の前提となる福邦銀行の事業計画の策定手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、当行に対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、当行から本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の目的、株式交換を選択した理由、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、福邦銀行のリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本株式交換に係る福邦銀行の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。なお、本特別委員会は、当行と福邦銀行との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、福邦銀行に意見する等して、当行との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(i) 本株式交換は、福邦銀行の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性が認められる旨、(ii) 本株式交換に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されている旨、(iii) 本株式交換に係る手続には公正性が認められる旨、及び(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本株式交換を行うことが福邦銀行の少数株主にとって不利益なものではない旨が記載された答申書を、2024年5月10日付で、福邦銀行の取締役会に提出しております。

本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(a) 本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が福邦銀行の企業価値の向上に資するかを含む。）

福邦銀行は、福井県の活性化など地域における課題解決・持続的成長の支援をその使命・役割とし、2020年3月13日より、福井銀行と「地域経済の発展に向けた包括提携（Fプロ

プロジェクト)」を開始し、2021年10月1日には、福井銀行を引受先とする普通株式による第三者割当増資を行い、福井銀行の子会社となっている。そして2022年4月15日に「Fプロジェクト Vision 2032」を公表し、両行が有する強みの極大化・更なる発揮と、両行間での連携の強化・拡大などを通じ、お客さまや地域における課題解決と持続的成長を実現すべく、取り組んできた結果、両行のシナジー効果は計画通りに推移し、本部機能統合やシステム基盤の共通化においては計画比前倒しでの実現が図られたことや、創出した人財を戦略的分野に投入することで、両行の営業やグループ会社（新設含む）を含めた事業領域の拡大等、グループとしてのコンサルティング機能が図られたことなど、両行の強み・シナジーが一定程度発揮できてきたと考えている。

一方で、地域における人口減少等の構造的な問題に加え、足許ではポストコロナ・円安・原材料高騰など、県内事業者における外部・経営環境は厳しさが増しており、これまで培ってきた強みの発揮や効果的な連携に加えて、より迅速かつきめ細かな機能・サービスの提供や、地域課題の解決に繋がる新たな事業分野への進出、脱炭素等サステナビリティへの取り組みの強化など、高度な金融機能が求められている。これらの期待に応えていくためには、新たな事業領域や基盤となるシステム・人的資本等への投資が必要であり、かかる投資を継続的かつ効果的に実施していくためには、十分な自己資本比率水準と稼ぐ力としての収益基盤の確保が重要となる。こうしたなか、福邦銀行の自己資本比率水準は5.85%（2024年3月末基準）と他行対比で低い水準にあり、十分な投資余力があるとはいえず、稼ぐ力・収益基盤に関しても、グループの有価証券運用業務の福井銀行への一本化後は、貸出残高の積上げや事業性理解に基づく本業支援としての役務収益の積上げに注力し、金利収入と役務収益の増大に取り組んでいるが、同時に投資・経費面からは次世代システム対応が必要とされるなど、十分な収益基盤の確保に向けた取り組みが必要な状況にある。これらのほか、安定的な配当原資の確保を通じた適切な株主還元を実現する、という観点からも、同じく、自己資本比率水準の引上げ、収益基盤の確立は喫緊の経営課題（以下「福邦銀行経営課題」といいます。）となっている。

福井銀行によれば、本株式交換の目的は、福邦銀行と福井銀行との資本関係を更に強化し、これまで以上に一体化した経営を行うことにより、両行の強みを融合させ顧客の課題解決に対しての支援を強化すること、システム・事務の統合等により両行のシナジーを最大限発揮すること、意思決定の迅速化・戦略の機動性向上による外部環境の変化や課題に対して柔軟な対応を可能とし、福邦銀行の経営理念の実現をより高いレベルで実践することで福邦銀行の企業価値の向上を図ることにあるとのことである。

他方、福邦銀行は、福井県内の事業者における外部・経営環境の状況及び福邦銀行に求められる金融機能の高度化という状況等を踏まえると、現在の2行体制を維持しつつ福邦銀行単独での経営を継続するよりも、本株式交換により福井銀行の完全子会社となることで、福井銀行とのより一層の連携強化や対外信用力の強化を図り、両行の強みと特徴を活かした迅速かつ最適な金融サービスの提供、本部機能やシステム基盤の統合等の業務集約による経営効率の向上及び構造改革の加速、意思決定の迅速化・戦略の機動性向上による外部環境の変化や課題に対して柔軟な対応を可能とする経営体制の構築を目指す方が、福邦銀行の企業価値の向上に資すると考えているとのことである。

以上の本株式交換の目的を踏まえ、本株式交換による福邦銀行のメリットとしては、本株式交換により福邦銀行が福井銀行の完全子会社となることで、①福井銀行と福邦銀行の強み

を活かした迅速かつ最適な金融サービスの提供をすることが可能となり、本株式交換の目的が達成されることが期待できること、②福井銀行と福邦銀行それぞれで用意する必要があったリソースを統一することが可能となり、顧客のニーズに応えることのできる最適な人員を提供しつつ、サービスを提供する上で生じるコストを抑えることができる結果、業務集約による経営効率の向上及び構造改革の加速を果たすことが可能となり、本株式交換の目的が達成されることが期待できること、③意思決定の迅速化・戦略の機動性向上を図ることを通じて、外部環境の変化や課題に対して柔軟に対応できる経営体制を構築することが可能となり、本株式交換の目的が達成されることが期待できることが挙げられる。

次に、本株式交換により生じ得る福邦銀行のデメリットとしては、福井銀行との経営統合により福邦銀行のサービスレベルが低下するのではないかという懸念を福邦銀行の顧客が抱くことに伴う、顧客からの信用の低下が想定され得るが、上記のとおり、顧客に対して多面的かつ最適な金融サービスを迅速に提供し利便性の更なる向上を図ることができる等、本株式交換による福邦銀行のメリットを福邦銀行の顧客も享受することが可能であるため、顧客に対して適切な対話を重ねることにより、当該懸念は払しょくすることができるものと考えられることから、本株式交換により福邦銀行が福井銀行の完全子会社になることによるデメリットは、仮に存在するとしても、本株式交換の実行にあたり特段の支障にはならないと評価できる。

加えて、上記のとおり、本株式交換は、福邦銀行の経営理念の実現をより高いレベルで実践し、福邦銀行の企業価値を最大化するという目的を達成するための手段として採用されたスキームであるが、まず、福井銀行による福邦銀行の完全子会社化を実施する必要があるか否かについて検討すると、現行の福井銀行と福邦銀行の2ブランド体制を維持することによる幾つかの問題点を解決し、当該目的を達成するためには、将来的な福井銀行との合併も見据えた同行による福邦銀行の完全子会社化を実施することが必要であり、仮にかかる完全子会社化を実施しない場合には福邦銀行単独で適切な自己資本を確保することができず、関係当局からの指導や改善命令を受ける可能性もあると考えられる。

その上で、かかる完全子会社化のために本株式交換以外の代替手段が存在するか否かについて検討すると、かかる代替手段の一つとしては、福邦銀行の株式に対する公開買付け等を行うことが考えられるが、この点について、福邦銀行からは、公開買付けによる福邦銀行株式の現金化ではなく、福井銀行の株式を交付することは、本株式交換後に想定されている各種施策を通じたシナジーを提供しつつ、流動性の高い福井銀行株式の売却による現金化をも可能とするものであることを踏まえて株式交換の方がより望ましいと判断した旨の説明を受け、また、福井銀行からは、株式交換により福邦銀行の株主を福井銀行に引き継ぐ方が両行が重視してきた「全体最適、将来最適」という考え方に適すること、経営統合後も福邦銀行株主にFプロジェクトを支援いただきながら企業価値の向上を図りたいこと、経営統合によるシナジーを福邦銀行株主にも還元できることから、株式交換の方がより望ましいと判断した旨の説明を受けた。本特別委員会では、これらの福邦銀行及び福井銀行の説明を検討した結果、かかる説明は合理的なものであると判断しており、本株式交換と同様の効果を生じさせることが期待できる本株式交換以外の代替手段は想定されないと考えられる。

以上より、本株式交換は、福邦銀行の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・合理性を有すると認められる。

(b) 本株式交換に係る取引条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性

クリフィックス・コンサルティングから取得した株式交換比率算定書の算定結果は、類似会社比較法 0.031~0.038、DDM 法 0.033~0.042 とされているところ、本株式交換比率は、類似会社比較法の算定結果の上限値に相当し、また DDM 法の算定結果の中央値を超える水準であることが認められる。なお、本特別委員会は、クリフィックス・コンサルティング及び福邦銀行に対して、評価手法の選択、DDM 法における算定の基礎となる福邦銀行の財務予測等に関する質疑応答を行い、将来の財務予測については具体的な資料に基づき検討した結果、これらについて一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

本株式交換比率については、2023 年 12 月 29 日以降、福邦銀行と当行との間で複数回にわたる協議及び交渉が重ねられており、2024 年 2 月 9 日、当行は、福邦銀行に対して、本株式交換比率を 0.038（福邦銀行株式 1 株に対して、当行株式 0.038 株）とする旨の提案を行い、これを受け、福邦銀行は、福邦銀行の第三者算定機関であるクリフィックス・コンサルティングによる株式交換比率の試算結果、過去に公表された類似事例における株式交換比率との比較、当行の株式の市場株価等の水準、及び福邦銀行の少数株主は、本株式交換により、非上場会社である福邦銀行の株式ではなく、上場会社である当行の株式を保有することとなり、流動性が付与されるというメリットを享受できること等を踏まえ、上記提案について本特別委員会とともに慎重に検討を進め、上記提案は福邦銀行の少数株主の利益との関係で相当程度の配慮がなされた合理的なものと捉えることができるものの、2024 年 3 月末決算数値等を反映した第三者算定機関による株式交換比率の試算結果の更新を踏まえて、適切に交渉を継続する必要があることを確認した。その後、同年 4 月 23 日に、福邦銀行は、当行に対して、本株式交換比率を 0.040（福邦銀行株式 1 株に対して、当行株式 0.040 株）とする旨の提案を行ったものの、当行は、2024 年 3 月末決算数値等を反映した第三者算定機関による株式交換比率の試算結果の更新を踏まえても、0.038（福邦銀行株式 1 株に対して、当行株式 0.038 株）は、当行として提示可能な最大限度の株式交換比率であり、これ以上の引上げには応じられないとして、改めて福邦銀行に対し、本株式交換比率を 0.038（福邦銀行株式 1 株に対して、当行株式 0.038 株）とする旨の提案を行った。そして、福邦銀行は、かかる提案を本特別委員会とともに改めて検討したところ、上記のとおり当行の上記提案の内容は、福邦銀行の少数株主の利益との関係で相当程度の配慮がなされた合理的なものと捉えることができる一方で、当行に対してこれ以上の株式交換比率の引上げを求めた場合には、本株式交換の実行の蓋然性が低下することとなり、却って福邦銀行の少数株主の利益を害することになりかねないことから、これまでの当行・福邦銀行間の協議・交渉状況等も踏まえ、同月 25 日付で、当行に対し、当該最終提案を受諾する旨の連絡をし、本株式交換比率を 0.038（福邦銀行株式 1 株に対して、当行株式 0.038 株）とすることで実質的な合意に至った。

本特別委員会は、福邦銀行からかかる当行との間の協議及び交渉状況について逐次報告を受け、本特別委員会としての意見を表明するなどしており、本株式交換比率に係る交渉過程に実質的に関与しており、以上の本株式交換に係る交渉経過等において、透明性や公正性を疑わせるような事情は認められず、最終的に合意された本株式交換比率である 0.038（福邦銀行株式 1 株に対して、当行株式 0.038 株）は、本特別委員会が実質的に関与した上で実施された福邦銀行と当行との間の再三に亘る協議・交渉の結果であり、真摯な交渉によって決定された株式交換比率であると評価できる。

その他、本株式交換に係る本株式交換比率以外の条件についても、同種・同規模の取引における取引条件と比較して不合理なものではないと考えられ、取引条件が公正性・妥当性を欠くものとは認められないことから、本株式交換の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

(c) 本株式交換に係る手続（交渉過程及び意思決定に至る過程含む。）の公正性

本株式交換にあたり、福邦銀行が設置した本特別委員会は、特別委員として適格な者により構成され、適切な判断をすることが可能な設計とされており、かつ、福邦銀行における本株式交換に関する意思決定に実質的に関与できる機会が確保され、実際に、本特別委員会における審議は慎重かつ適切に行われ、本特別委員会として本株式交換の交渉過程に実質的に関与していたこと、福邦銀行は当行から独立した立場で本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を構築していること、並びに、福邦銀行が第三者算定機関としてクリフィックス・コンサルティングを、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を、それぞれ選任し必要かつ十分な助言を受けていることに照らし、本株式交換に係る手続の公正性は確保されている。

(d) 上記 (a) 乃至 (c) からすると、本株式交換を行うことは福邦銀行の少数株主に不利益ではないと考えられる。

② 福邦銀行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の福邦銀行の取締役会においては、福邦銀行の取締役 8 名のうち、湯浅徹氏は当行の役職員出身者であること、小林義史氏は当行の執行役を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、湯浅徹氏及び小林義史氏を除く他の 6 名の取締役において審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、同じく利益相反を回避する観点から、湯浅徹氏及び小林義史氏は、本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

また上記の取締役会においては、福邦銀行の監査役 3 名の全員が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

第115期

〔 2022年4月 1日から
2023年3月31日まで 〕

事業報告

1 当行の現況に関する事項
(1) 事業の経過及び成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は、銀行業務として預金、貸出、商品有価証券売買、有価証券投資、内国為替、社債受託および登録、付帯業務として国債等の窓口販売、証券投資信託の窓口販売、損害保険・生命保険の窓口販売等を行っております。

【金融経済環境】

当期の日本経済は物価高の影響などを受つつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで持ち直しております。個人消費は新型コロナウイルス感染症の影響が残りつつも緩やかに増加しており、企業の設備投資も緩やかに増加しております。一方、世界的な金融引締めなどが続く中、海外景気の下振れが日本の景気を下押しするリスクもあり、国内外の物価や金融政策の動向が日本経済に与える影響を引き続き注視していく必要があります。

福井県内経済においては、新型コロナウイルス感染症による経済活動抑制の影響が和らぎ、個人消費は持ち直しつつあるものの物価上昇の影響などを受け、持ち直しの動きには一服感もみられます。企業の生産活動は、海外景気の下振れなどの影響により、スマートフォン向けを中心に電子部品・デバイス分野で弱まっております。今後は、国内外の経済動向が県内経済に与える影響を引き続き注視しつつも、2024年春の北陸新幹線敦賀延伸による宿泊、交通、飲食サービス関連を軸に県内経済全体の活性化が期待されます。

【事業の経過及び成果】

当行は、2021年10月、福井銀行の子会社となりました。1つの金融グループ「Fプロジェクト」(※)として、2022年4月に長期ビジョン「FプロジェクトVision 2032～私たちは 職員・お客さまの多様なチャレンジに伴走し『地域価値循環モデル』を実現します～」を掲げ、3年間の「中期経営計画I」をスタートさせました。

(※) Fプロジェクト：福井銀行グループと福邦銀行グループの総称

Fプロジェクトの方針のもと、「2ブランド営業」における当行独自のビジネスモデルの構築を目指し、地元中小零細企業を中心としたお客さまへの資金支援ならびに本業支援、個人のお客さまへの生活支援において当行の強みを最大限発揮すべく取り組んでまいりました。

法人および個人事業主のお客さまに向けては、徹底した「本業支援」を掲げ、補助金申請支援や、ビジネスマッチング、後継者不在先への事業承継支援等の各種コンサルティングに取り組み、資金需要を創造する提案営業を展開してまいりました。また、福井銀行とグループ化したことで、グループ内の人材紹介会社やコンサルティング会社などのグループ機能を最大限に活かし、課題解決を支援してまいりました。

個人のお客さまに向けては、お客さま本位を徹底し、お客さま一人ひとりの身近なお悩みや相談に親身にお応えする姿勢で生活支援を行ってまいりました。CRM/SFAシステムの活用により、お客さまや世帯の情報を蓄積することで、お客さま世帯のライフステージに応じた課題やニーズを想定した上で、お客さまにとって最適な提案につながるよう努めてまいりました。

営業体制としては、福邦銀行アプリ「ふくほう Park」のリニューアルを行い、利便性を向上させながら、店舗・ATM網の集約に注力してまいりました。そして店舗網の集約により捻出した人財を営業店や本部の営業部門などに再配置するなど、営業力の強化につなげてまいりました。

効果的・効率的な業務運営に向けた取組みとしては、2022年7月に本部融資部門を福銀センタービルに移転させて本部営業部門と同一執務拠点とし、2023年3月に両部門を1部署へ集約させたことでお客さまと営業店の支援態勢を強化いたしました。また、2023年1月に営業店事務の本部集中部門を福井銀行と共同化するなど本部機能統合を進めてまいりました。

グループにおける財務基盤強化および経営効率化に向けた取組みとしては、2023年9月末を

目途に当行は有価証券運用を終了し、福井銀行がグループ全体の有価証券運用を担う有価証券運用のグループ一本化に取り組んでまいりました。

当期の当行の単体ベースでの業績は、次のような営業成績となっております。

主要勘定につきましては、預金は、店舗網集約の影響等による個人預金の減少等により、期末残高は前期末比 47 億 19 百万円減少して、4,327 億 57 百万円となりました。

貸出金は、事業性融資が増加したこと等により、期末残高は前期末比 242 億 63 百万円増加して、3,492 億 38 百万円となりました。

また、有価証券は、「有価証券運用に依存しない体質づくり」に取り組み、保有銘柄の売却を進めたことから、期末残高は前期末比 535 億 57 百万円減少して 89 億 66 百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金利息及び役務取引等収益の増加等から、前期比 1 億 67 百万円増加の 81 億 9 百万円となりました。また、経常費用は、有価証券運用の売却損が増加したことにより、前期比 89 百万円増加して 104 億 88 百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比 78 百万円改善し、23 億 78 百万円の経常損失となりました。

当期純利益については、固定資産の減損損失が前期比減少したことにより、前期比 7 億 57 百万円改善し、26 億 23 百万円の純損失となりました。

当行の配当方針については、銀行業としての公共性に鑑み、「自己資本の充実」を図りつつ、株主の皆さまへの「安定した利益還元」を実施することとしております。しかしながら、当会計年度においては、有価証券運用のグループ一本化等による経営効率化と財務基盤安定化に取り組んだ結果、多額の損失を計上することとなり、期末配当につきましては、株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、見送りさせていただきたいと存じます。次期（2024年3月期）以降、有価証券一本化等による財務基盤の安定化、中小企業向け貸出への経営資源の選択と集中、グループ経営の一層の強化により、安定的な利益計上、復配を目指し、株主の皆さまのご意向に沿うよう努めてまいります。

【当行の対処すべき課題】

当行グループを取り巻く環境は、基盤地域の人口減少や国内外の経済・物価・金融政策の動向など、先行きに対する不確実性が高まっております。一方で、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立による経済の持ち直しが期待され、福井県では北陸新幹線の敦賀延伸などの交通網の整備もあり、地域経済の活性化が期待されております。

このような環境の中、当行はお客さまとの間で長く続いた親密な関係を維持・強化し、地域密着を基本にグループ機能を最大限活用しながら、お客さまへの「本業支援」「生活支援」に引き続き尽力していくことが最も重要な課題であると認識しております。

当行はFプロジェクトの一員として、「FプロジェクトVision 2032」の実現に向け、グループの総力を結集するとともに、行政などの関係機関と連携・協調し、地域の活性化の中心的役割を担ってまいります。株主の皆さま、お客さまには、引き続き同グループをご支援ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	417,742	436,774	437,476	432,757
定期性預金	223,001	211,041	202,628	186,277
その他	194,740	225,732	234,848	246,479
貸 出 金	306,168	313,174	324,974	349,238
個人向け	87,489	86,015	88,960	89,381
中小企業向け	165,841	173,018	170,844	189,555
その他	52,837	54,140	65,170	70,300
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	98,750	96,451	62,524	8,966
国 債	11,989	11,232	6,280	1,705
その他	86,761	85,219	56,244	7,261
総 資 産	444,141	485,279	480,114	452,489
内国為替取扱高	1,100,030	1,046,685	913,011	1,090,874
外国為替取扱高	百万ドル 9	百万ドル 9	百万ドル 5	百万ドル —
経常利益 又は経常損失(△)	240	466	△2,457	△2,378
当期純利益 又は当期純損失(△)	216	270	△3,380	△2,623
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	円 銭 4 55	円 銭 6 28	円 銭 △70 96	円 銭 △40 76

〔注〕 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)等を適用しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	365 人
平 均 年 齢	40 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	18 年 3 月
平 均 給 与 月 額	313 千円

〔注〕 1. 使用人とは年度末の在籍者であります。なお、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当事業年度末	
	店	(うち出張所)
福 井 県	32	(-)
石 川 県	2	(-)
京 都 府	3	(-)
大 阪 府	1	(-)
合 計	38	(-)

[注] 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を38ヵ所設置しております。

2. 上記には店舗内店舗方式の店舗が9ヵ店含まれております。

ロ. 当事業年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	282
---------------	-----

ロ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社の 当行に対する 議決権比率	その他
(株)福井銀行	福井市順化1丁目1番1号	銀行業	百万円 17,965	% 57.88	—

[注] 当年度末において連結親会社は上記の1社であります。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
福邦カード(株)	福井市順化1丁目3番3号	クレジットカード業 金融業 信用保証業務	百万円 30	% 100.00	—

[注] 当年度末において連結子会社等は上記の1社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀 37 行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀 37 行、都市銀行 5 行、信託銀行 3 行、地方銀行 62 行、信用金庫 255 金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合 141 組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連 593（農林中金、信連を含む）、労働金庫 14 金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 M ICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀 37 行の提携により、ISDN 回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称 SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
7. 株式会社福井銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井県 J Aバンク（福井県内に本店を置く全ての銀行・信用金庫・農協/県信連）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
8. 株式会社北陸銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
9. 株式会社福井銀行と、福井県を中心とする地域経済の持続的発展を目的とした資本業務提携契約を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

（1）会社役員の状態

2022 年度末現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡 邊 健 雄	取締役頭取 (代表取締役)	――	
林 田 和 博	常務取締役 全体統括 リスク統括グループ担当	――	
小 林 郁 夫	取締役 営業支援グループ・ 市場業務管理室担当	――	
中 村 毅	取締役 システム企画室担当	――	
小 林 義 史	取締役 経営企画グループ・ 経営管理室・ Fプロジェクト推進室担当	(株) 福井銀行 執行役	
瀧 波 史 織	取締役	――	
中 川 忠 洋	取締役 (社外取締役)	――	
西 島 康 隆	取締役 (社外取締役)	サインポスト (株) 専務取締役	
南 出 暁 弥	監査役 (常勤監査役)	――	
上 野 嘉 蔵	監査役 (社外監査役)	――	
森 口 功 一	監査役 (社外監査役)	弁護士 福井さくら法律事務所代表	

- [注] 1. 取締役中川忠洋および西島康隆の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役上野嘉蔵および森口功一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、「基本報酬」と「役員退職慰労金」とで構成する固定報酬を基本的枠組みとしております。

「基本報酬（金銭報酬）」は、役員の役割（兼務状況も含む）及び職責等に相応しい水準とすることを方針としています。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて各担当職務、各期の業績、貢献度、業界の動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に取締役会から委任を受けた代表取締役頭取が各取締役の報酬額を決定し、毎月固定額を支給する報酬であります。

「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブ付与を目的に役員の退任時の報酬月額を在任期間に乗じて査定する退職慰労金及び在任中の功績に応じて支給する功労金を「役員退職慰労金支給内規」に基づき毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給する報酬であります。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金
取締役	12名	74 (8)	66	—	—	8
監査役	3名	12 (1)	11	—	—	1
計	15名	87 (9)	78	—	—	9

- 注] 1. 上記のほか、使用人兼取締役に対する使用人給与相当額7百万円を支払っております。
2. 当行取締役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第109期定時株主総会において年額78,400千円以内(うち社外取締役4,800千円)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名)です。
- 当行監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第104期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 役員賞与の支給はありません。
4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であり、上記「報酬等」の合計欄に括弧内書きしております。
5. 当行は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役頭取渡邊健雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。
- その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および使用人兼取締役の使用人給与相当額です。
- これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の各担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していることによるものです。
- 当事業年度は、当該手続きを経ての取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役および監査役であり、その保険料は全額当行が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況			
	法人等名	役職名	同社との取引	その他
中川 忠洋	—	—	—	
西島 康隆	サインポスト(株)	専務取締役	—	
上野 嘉蔵	—	—	—	
森口 功一	福井さくら法律事務所	代表	—	

(2) 社外役員の主な活動状況 (総開催数 取締役会 13 回、監査役会 13 回)

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
中川 忠洋	9 ヶ月	取締役会 10 回中 10 回	企業経営者として高い見識と豊富な経験を有しており、これらの経験と知見に基づき議案審議等に的確な発言を行っております。
西島 康隆	9 ヶ月	取締役会 10 回中 10 回	企業経営者および金融機関の IT システムに関する豊富な経験と知見から、議案審議等に的確な発言を行っております。
上野 嘉蔵	6 年 9 ヶ月	取締役会 13 回中 13 回 監査役会 13 回中 13 回	企業経営者としての豊富な経験と知見を有し、大所高所から適宜質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。
森口 功一	6 年 9 ヶ月	取締役会 13 回中 13 回 監査役会 13 回中 13 回	弁護士として、高度な能力・識見をもって専門的な見地から質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中川 忠洋	会社法第 425 条第 1 項第 1 号ハに定める額をもって損害賠償責任額の限度とする契約を締結しております。
西島 康隆	同上
上野 嘉蔵	同上
森口 功一	同上

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6 名	9	—

(注) 報酬等には、当事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額 0 百万円を含んでおります。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数
 普通株式 発行可能株式総数 80,000 千株
 発行済株式の総数 65,133 千株

(2) 当年度末株主数
 普通株式 1,271 名

(3) 大株主
 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福井銀行	37,118 千株	57.68 %
株式会社みずほ銀行	1,450	2.25
株式会社クオードコーポレーション	1,400	2.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,399	2.17
中央日本土地建物株式会社	850	1.32
みずほ証券株式会社	704	1.09
明治安田生命保険相互会社	650	1.01
ベルテクス株式会社	615	0.95
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	441	0.68
損害保険ジャパン株式会社	350	0.54
株式会社きらやか銀行	350	0.54

[注] 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式 787,375 株を控除し、小数点3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 所有株式は、預金保険機構が当該信託銀行に信託しているものであります。

(4) 役員保有株式
 該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
 該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
 該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 石橋 勇一 指定有限責任社員 野村 実	26	(非監査業務の内容) ・コンプライアンス・リスク管理高度化のための調査業務

(注) 1. 当行及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、26 百万円です。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人に関するその他の事項

該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8 業務の適正を確保するための体制

(1) 「内部統制に関する基本方針」を取締役会にて下記のとおり決議しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

銀行の公共的使命や社会的責任を遂行するとともに、当行が健全に展開するうえで役員が遵守すべき倫理的規範である行動規範を、当行の「経営理念」と「福邦の心」を基盤として定めております。

法令遵守（以下コンプライアンス）に係る管理を総合的、体系的に実施すべく、法令遵守規程を定めて、コンプライアンスを徹底するためにマニュアル等を制定しております。

コンプライアンス統括部署をリスク統括チームとし、コンプライアンスの一元管理を行っている他、常勤の取締役、本部各部のマネージャー・室長および常勤監査役が、定期的にコンプ

ライアンスについての情報連絡・意見交換を行い全行的なコンプライアンス意識の醸成およびコンプライアンスの実効性を高めることを目的としたコンプライアンス委員会を設置するものとし、必要に応じて取締役会に報告する体制をとっております。

「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、当行は反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行い、反社会的勢力からの不当な要求には毅然とした態度で対応しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う規程を制定するものとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、リスク管理に関する体制を明確にするとともに、全ての役職員が、銀行業務で発生する各種リスクを正しく認識・把握し、自らの規模・特性に応じた適切な管理を行うことにより、業務の健全性と適切性の確保に資することを目的としてリスク管理基本規程を定めております。

リスクの内容に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク）に区分し、担当部および管理規程を定めるものとしております。リスク統括チームは、リスク管理統括部署として、各リスク管理の状況把握や有効性について定期的に検証を行うものとしております。各担当部は、担当する業務に関わるリスクの状況及びその管理施策・問題点等を随時、各担当部の担当役員へ報告、影響が大きいと考えられるものについては経営会議へ報告し、さらに必要に応じ、取締役会に報告する体制をとっております。

不測の事態の発生により、当行の経営に大きな支障をきたすことが想定される損失の危険に対する取組体制や対応策を、各種規程に定めるものとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務の執行状況を監督するものとしております。

取締役会の決議した基本方針に基づき、銀行経営上の基本的な事項について協議を行う経営会議を実施し、業務執行の迅速化を図るものとしております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記①の体制等のほかに、本部はグループマネージャー、営業店は部長をコンプライアンス責任者とし、適時、各部門においてコンプライアンス勉強会を実施しコンプライアンス意識の向上に努めていくものとしております。また、コンプライアンスに関し、コンプライアンス責任者に相談しづらい内容や、何らかの理由によりコンプライアンス責任者に相談できない場合は、直接、リスク統括チームに相談し、判断を受けるためのコンプライアンス相談窓口を設置しております。

当行は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図ることを目的に、公益通報制度を設けております。

内部監査部署である監査室は監査役と連携して、全行のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたるものとしております。

コンプライアンス・マニュアル等に違反した者は、就業規則等の定めるところにより処罰されるものとしております。

⑥当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行の行動規範を企業集団における行動規範とし、理念の統一を図るものとしております。

当行経営企画グループ役員が責任担当者として統括的な管理を行うものとしております。また、監査室は、子会社等の業務全般について監査することとし、内部管理態勢およびコンプライアンス態勢が適切かつ有効に機能しているかの評価・検証を行うものとしております。

関連会社の役職員が、当行のコンプライアンス統括部門であるリスク統括チームに相談、通報を受け入れる公益通報制度を設けるものとしております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は監査業務の補助を行うよう監査室の使用人に依頼することができるものとしており、監査室長はこれに応じるものとしております。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査業務の補助を行う使用人はその業務を他の業務に優先させるものとし、その使用人が行う監査業務の補助については、取締役や監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法律に定める事項のほか、あらかじめ監査役と協議した事項について、必要に応じて監査役に報告をするものとしております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、銀行が対処すべき課題、銀行を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める体制をとるものとしております。

また、監査役が、内部監査部門ならびに会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施できる体制をとるものとしております。

(2) 当行では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次の通りであります。

① 取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、常勤取締役、常勤監査役及び本部各グループマネージャーをメンバーとするコンプライアンス委員会を適時に開催し、頭取が委員長となりコンプライアンスの基本方針に係る事項や運営に係る事項を協議し、情報連絡や意見交換等を踏まえ、全行的なコンプライアンス意識の醸成に努めております。

当行は公益通報制度を確立するとともに、自己のコンプライアンス・チェックの報告と不正行為の内部通報を目的としたコンプライアンス・チェックメールを全役職員に毎月1回不定期に配信し、法令遵守意識の高揚を図るとともに、不正行為等の早期発見に努めております。加えて、監査室は内部監査計画に基づき、各部店の内部監査を定期的実施しております。

② 損失の危険の管理に関する体制として、当行の資産及び負債の総合的管理と信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクの分析・検討を行うALM委員会を設置し、四半期ごとに開催しております。また、リスク管理統括部署は各リスク管理の状況把握やその有効性について定期的に検証を行っております。その影響度合いに応じて経営会議や取締役会へ適宜報告を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保する体制として、取締役会は各議案についての審議を行い、経営に関する重要事項等を決定し、業務執行状況等の監督を行っております。当事業年度は13回開催しております。また、会長、頭取及び常勤取締役（頭取の指名）をメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビュー等を実施して、迅速な業務執行が行える体制としております。

また、子会社においても業務の適正を確保するため、当行経営企画グループマネージャーが子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、常勤監査役は毎月

1回、前月実施した監査役監査の実施状況を代表取締役へ報告するとともに、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第115期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	90,365	預金	432,757
現金	5,126	当座預金	14,281
預け金	85,238	普通預金	223,466
有価証券	8,966	貯蓄預金	1,306
国債	1,705	通知預金	2,356
地方債	1,200	定期預金	181,039
株式	2,230	定期積金	5,238
その他の証券	3,830	その他の預金	5,068
貸出金	349,238	借入金	1,800
割引手形	2,231	借入金	1,800
手形貸付	18,054	その他の負債	2,790
証書貸付	300,273	未払法人税等	49
当座貸越	28,678	未払費用	235
その他の資産	4,236	前受収益	264
前払費用	12	従業員預り金	256
未収収益	220	給付補填備金	0
その他の資産	4,003	リース債務	84
有形固定資産	2,869	資産除去債務	49
建物	765	その他の負債	1,849
土地	1,718	賞与引当金	235
リース資産	65	退職給付引当金	632
建設仮勘定	71	役員退職慰労引当金	39
その他の有形固定資産	247	睡眠預金払戻損失引当金	67
無形固定資産	865	偶発損失引当金	51
ソフトウェア	830	固定資産解体費用引当金	23
その他の無形固定資産	34	株式譲渡損失引当金	61
繰延税金資産	168	再評価に係る繰延税金負債	211
支払承諾見返	142	支払承諾	142
貸倒引当金	△4,364	負債の部合計	438,813
		(純資産の部)	
		資本金	9,800
		資本剰余金	5,756
		資本準備金	4,756
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	△2,490
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	△2,528
		繰越利益剰余金	△2,528
		自己株式	△289
		株主資本合計	12,777
		その他有価証券評価差額金	470

		土地再評価差額金	427
		評価・換算差額等合計	898
		純資産の部合計	13,675
資産の部合計	452,489	負債及び純資産の部合計	452,489

第115期

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	8,109
資金運用収益	5,247
貸出金利息	4,308
有価証券利息配当金	875
コールローン利息	0
預け金利息	57
その他の受入利息	4
役務取引等収益	1,136
受入為替手数料	218
その他の役務収益	918
その他の業務収益	1,293
国債等債券売却益	1,291
外国為替売買益	1
その他の経常収益	432
株式等売却益	325
償却債権取立益	21
その他の経常収益	85
経常費用	10,488
資金調達費用	33
預金利息	29
その他の支払利息	3
役務取引等費用	880
支払為替手数料	19
その他の役務費用	860
その他の業務費用	3,245
国債等債券売却損	3,122
その他の業務費用	122
営業経費用	5,054
その他の経常費用	1,274
貸倒引当金繰入額	859
貸出金償却	7
株式等売却損	187
株式等償却	18
株式譲渡損失引当金繰入額	61
その他の経常費用	139
経常損失	2,378
特別利益	5
固定資産処分益	5
特別損失	149
固定資産処分損失	3
減損損失	123
固定資産解体費用引当金繰入額	23
税引前当期純損失	2,523
法人税、住民税及び事業税	14
法人税等調整額	84

法 人 税 等 合 計	99
当 期 純 損 失	2,623

第115期

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			純資 産合 計	
	資本 金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	土 地再 評価 差 額金		評 価・ 換算 差額 等合 計
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その 他利 益剰 余金	利 益 剰 余 金 合 計						
当期首残高	9,800	5,756	—	5,756	507	△192	315	△288	15,584	239	438	678	16,263
当期変動額													
剰余金の 配当					38	△231	△193		△193				△193
資本準備 金の取崩		△1,000	1,000	—					—				—
利益準備 金の取崩					△507	507	—		—				—
当期純損 失(△)						△2,623	△2,623		△2,623				△2,623
自己株式 の取得								△1	△1				△1
土地再評 価差額金 の取崩						10	10		10				10
株主資本 以外の項 目の当期 変動額 (純額)										231	△11	219	219
当期変動額 合計	—	△1,000	1,000	—	△469	△2,336	△2,805	△1	△2,806	231	△11	219	△2,587
当期末残高	9,800	4,756	1,000	5,756	38	△2,528	△2,490	△289	12,777	470	427	898	13,675

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5～11年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債

務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は長期的な景気変動を反映するため計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は168百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 固定資産解体費用引当金

固定資産解体費用引当金は、建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(8) 株式譲渡損失引当金

株式譲渡損失引当金は、株式の譲渡に伴う損失に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、主に「預金 貸出業務」「為替業務」による収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. 消費税等の会計処理

有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄毎に益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の「国債等債券売却損」に計上しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年(2021 年)6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これにより計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,364 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表「重要な会計上の見積り」1. 貸倒引当金に記載した内容をご参照ください。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

有形固定資産 2,869 百万円

無形固定資産 865 百万円

減損損失 123 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表「重要な会計上の見積り」2. 固定資産の減損に記載した内容をご参照ください。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の計上方法の変更)

昨今のエネルギー価格等の高騰や円安による物価上昇の継続による経済環境の悪化等による信用リスクの高まりに対応するために、当事業年度より要管理先以外の要注意先債権のうち、急激な経済環境の悪化等の影響が大きいと想定している債務者に対する債権については、当該債権に要管理先債権相当の予想損失額を見込んで計上しております。

この見積りの変更により、当事業年度末の貸倒引当金は 345 百万円増加し、経常損失及び税引前当期純損失は同額増加しております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当行の有形固定資産(1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物を除く)の減価償却方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当行は、2021年10月に株式会社福井銀行の連結子会社となったことから、グループ内における当行営業店舗及び事務機器等の使用方法を検討した結果、定額法に変更することがより適切に経営実態を反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の経常損失及び税引前当期純損失は10百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであり

ます。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の

全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商

品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息

及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の

貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であり

ます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,505百万円
危険債権額	8,606百万円
要管理債権額	2,504百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	2,504百万円
小計額	12,616百万円
正常債権額	336,902百万円
合計額	349,519百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を

図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 令和 4 年（2022 年）3 月 17 日。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,231 百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2,699 百万円

預け金 10 百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,426 百万円

借用金 1,800 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、その他の資産 3,000 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 92 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,023 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 57,910 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年（1998 年）3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年（1998 年）3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥

行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 615 百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 5,175 百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 152 百万円
8. 関係会社に対する金銭債権総額 1,629 百万円
9. 関係会社に対する金銭債務総額 192 百万円
10. 当行は、当事業年度の末日が会社法第 2 条第 24 号に規定する最終事業年度の末日となる時後、会社計算規則第 158 条第 4 号に規定する連結配当規制を適用する決定をしております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	0 百万円
役務取引等に係る収益総額	35 百万円
その他経常取引に係る収益総額	0 百万円
関係会社との取引による費用	
役務取引等に係る費用総額	18 百万円
営業経費に係る費用総額	31 百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社等

該当ありません。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

3. 当事業年度において、廃止に関する意思決定を行った営業用店舗及び地価が継続的に下落し割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 123 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
福井県内	営業店舗	10 か所	土地・建物	28
	共用資産	2 か所	土地	16
	遊休資産	7 か所	土地・建物・その他	37
福井県外	営業店舗	1 か所	建物	2
	遊休資産	2 か所	土地・建物	38
			合計	123
			(うち土地)	(88)
			(うち建物)	(32)
			(うちその他)	(1)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	780	7	—	787	(注)
合計	780	7	—	787	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社株式(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	369
合計	369

4. その他有価証券(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,421	797	624
	債券	1,007	1,000	7
	国債	206	200	6
	地方債	800	800	0
	その他	476	434	41
	小計	2,904	2,231	672
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	157	177	△19
	債券	1,898	1,899	△1
	国債	1,499	1,499	△0
	地方債	399	400	△0
	その他	—	—	—
	小計	2,055	2,076	△20
合計		4,960	4,308	652

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	282
組合出資金	3,354
合計	3,637

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3（2021年）年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自2022年4月1日至2023年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自2022年4月1日至2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,280	94	△187
債券	29,336	5	△1,463
国債	5,626	0	△589
地方債	1,155	—	△44
社債	22,555	5	△829
その他	15,216	1,517	△202
うち外国証券	99	—	△0
合計	46,833	1,617	△1,853

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は18百万円（うち、株式18百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価又は償却原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）
該当ありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	1,725 百万円
貸倒引当金	1,255
退職給付引当金	192
土地に係る減損損失	273
減価償却	199
有価証券償却	215
その他	318
繰延税金資産小計	4,180
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△1,725
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,104
評価性引当額小計	△3,829
繰延税金資産合計	350
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△181
その他	△0
繰延税金負債合計	△181
繰延税金資産の純額	168 百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金（*1）	295	—	—	62	—	1,366	1,725
評価性引当額	295	—	—	62	—	1,366	1,725
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 212円53銭

1株当たりの当期純利益金額 △40円76銭

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社福邦銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 勇一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野村 実

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福邦銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第115期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	90,365	預金	432,565
有価証券	8,597	借入金	1,800
貸出金	349,364	その他負債	2,985
その他資産	4,678	賞与引当金	238
有形固定資産	2,875	退職給付に係る負債	559
建物	768	役員退職慰労引当金	39
土地	1,718	睡眠預金払戻損失引当金	67
リース資産	65	偶発損失引当金	51
建設仮勘定	71	固定資産解体費用引当金	23
その他の有形固定資産	250	株式譲渡損失引当金	61
無形固定資産	866	再評価に係る繰延税金負債	211
ソフトウェア	830	支払承諾	142
その他の無形固定資産	35	負債の部合計	438,746
繰延税金資産	146	（純資産の部）	
支払承諾見返	142	資本金	9,800
貸倒引当金	△4,416	資本剰余金	5,756
		利益剰余金	△2,342
		自己株式	△289
		株主資本合計	12,925
		その他有価証券評価差額金	470
		土地再評価差額金	427
		退職給付に係る調整累計額	50
		その他の包括利益累計額合計	949
		純資産の部合計	13,874
資産の部合計	452,620	負債及び純資産の部合計	452,620

第115期

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	8,188
資 金 運 用 収 益	5,254
貸 出 金 利 息	4,315
有 価 証 券 利 息 配 当 金	875
コールローン利息及び買入手形利息	0
預 け 金 利 息	57
そ の 他 の 受 入 利 息	4
役 務 取 引 等 収 益	1,208
そ の 他 業 務 収 益	1,293
そ の 他 経 常 収 益	432
株 式 等 売 却 益	325
償 却 債 権 取 立 益	21
そ の 他 の 経 常 収 益	85
経 常 費 用	10,584
資 金 調 達 費 用	35
預 金 利 息	29
そ の 他 の 支 払 利 息	5
役 務 取 引 等 費 用	898
そ の 他 業 務 費 用	3,245
営 業 経 費	5,130
そ の 他 経 常 費 用	1,274
貸 出 金 償 却	7
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	859
株 式 等 売 却 損	187
株 式 等 償 却	18
そ の 他 の 経 常 費 用	201
経 常 損 失	2,395
特 別 利 益	5
固 定 資 産 処 分 益	5
特 別 損 失	150
固 定 資 産 処 分 損	3
減 損 損 失	123
固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金 繰 入 額	23
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	2,540
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14
法 人 税 等 調 整 額	84
法 人 税 等 合 計	99

当 期 純 損 失	2,640
非支配株主に帰属する当期純損失	-
親会社株主に帰属する当期純損失	2,640

第115期

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本剰 余金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	土地再 評価差 額金	退職給 付に係 る調整 累計額	その他 の包括 利益累 計額合 計	
当期首残高	9,800	5,756	480	△288	15,749	239	438	73	752	16,501
当期変動額										
剰余金の 配当			△193		△193					△193
親会社株 主に帰属 する当期 純損失 (△)			△2,640		△2,640					△2,640
自己株式 の取得				△1	△1					△1
土地再評 価差額金 の取崩			10		10					10
株主資本 以外の項 目の当期 変動額(純 額)						231	△11	△22	197	197
当期変動額 合計	-	-	△2,822	△1	△2,824	231	△11	△22	197	△2,626
当期末残高	9,800	5,756	△2,342	△289	12,925	470	427	50	949	13,874

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 1社

福邦カード株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5～11年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・

フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は長期的な景気変動を反映するため計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は168百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10)固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(11)株式譲渡損失引当金の計上基準

株式譲渡損失引当金は、株式の譲渡に伴う損失に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(12)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、主に「預金 貸出業務」「為替業務」による収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄毎に益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は、「その他業務費用」に計上しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号令和 3 年（2021 年）6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27－2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,416 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

貸倒引当金の算出に当たっては、自己査定の結果に基づき、債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先）を決定し、区分に係る債権につき、信用リスクの程度に応じた貸倒引当金を計上しております。

債務者区分の判定は、債務者の財務情報を用いた定量判定を基礎とし、業種の特徴を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、経営改善計画の妥当性、金融機関等の支援状況等を加味して判定しております。

なお、合理的で実現可能性の高い経営改善計画等に沿った金融支援の実施により経営再建が開始された場合には、要注意先に区分し当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当

しないものとしております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「経営改善計画等の妥当性、金融機関の支援状況」であり、特に「合理的で実現可能性の高い経営改善計画等による将来の業績回復見込みや事業の持続可能性」であります。これらの仮定は債務者毎に個別に評価し設定しております。

なお、当連結会計年度末における新型コロナウイルス感染症の影響については、国や地方公共団体からウィズコロナ下における各種政策が打ち出されているほか、当行グループの主要営業基盤である福井県内の感染状況等を勘案すると、今後信用リスクへの影響は限定的であると見ております。

また、当連結会計年度より、エネルギー価格等の高騰や円安による物価上昇の継続に伴う急激な経済環境の悪化等による信用リスクの高まりに対応するために、当行は要管理先以外の要注意先債権のうち、急激な経済環境の悪化等の影響が大きいと想定している債務者に対する債権については、当該債権に要管理先債権相当の予想損失額を見込んで計上しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記経済環境の変化等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

有形固定資産	2,875 百万円
無形固定資産	866 百万円
減損損失	123 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

固定資産の減損損失の算定方法は、「注記事項（連結損益計算書関係）」2.に記載しております。

当行は、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、当該固定資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の判定を実施しており、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

なお、減損損失の判定単位である他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成されるものとして識別される資産グループの最小単位は、原則として営業店単位としております。

② 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定において使用している割引前将来キャッシュ・フロー等の前提については取締役会で決定された将来計画に基づいており、当該将来計画に使用されている収益項目や費用項目については過去の貸出金利の情勢や営業経費の削減効果などを考慮して算定しております。

なお、上記1.の貸倒引当金に記載したとおり、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に与える影響は限定的であるとの見通しに基づき、また、親会社の福井銀行グループとの連携効果が今後増大していくことにより、今後損益は黒字に転じる仮定のもと、将来計画を策定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記経済環境の変化等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の計上方法の変更)

昨今のエネルギー価格等の高騰や円安による物価上昇の継続による経済環境の悪化等による信用リスクの高まりに対応するために、当連結会計年度より要管理先以外の要注意先債権のうち、急激な経済環境の悪化等の影響が大きいと想定している債務者に対する債権については、当該債権に要管理先債権相当の予想損失額を見込んで計上しております。

この見積りの変更により、当連結会計年度末の貸倒引当金は345百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当行の有形固定資産(1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物を除く)の減価償却方法は、従来、定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当行は、2021年10月に株式会社福井銀行の連結子会社となったことから、グループ内における当行営業店舗及び事務機器等の使用方法を検討した結果、定額法に変更することがより適切に経営実態を反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の経常損失及び税金等調整前当期純損失は10百万円減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,556 百万円
危険債権額	8,620 百万円
要管理債権額	2,504 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	2,504 百万円
小計額	12,682 百万円
正常債権額	337,401 百万円
合計額	350,083 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,231百万円であります。

3. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券 2,699 百万円

預け金	10 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	4,426 百万円
借入金	1,800 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、その他資産 3,000 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 93 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,984 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 58,871 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 615 百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 5,176 百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 152 百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、株式譲渡損失引当金繰入額 61 百万円を含んでおります。

2. 当連結会計年度において、廃止に関する意思決定を行った当行の営業用店舗及び地価が継続的に下落し割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 123 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
福井県内	営業店舗	10 箇所	土地・建物	28
	共用資産	2 箇所	土地	16
	遊休資産	7 箇所	土地・建物・その他	37
福井県外	営業店舗	1 箇所	建物	2
	遊休資産	2 箇所	土地・建物	38
			合計	123
			(うち土地)	(88)
			(うち建物)	(32)
			(うちその他)	(1)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	65,133	—	—	65,133	
合計	65,133	—	—	65,133	
自己株式					
普通株式	780	7	—	787	(注)
合計	780	7	—	787	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加 7 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	193百万円	3.00円	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心とした事業を行っております。具体的には預金業務、貸出業務等のほか、安定的に資金利益を確保する目的で有価証券等の市場運用を行っております。

当行グループの連結対象子会社には、クレジットカード業務及び信用保証業務を行っている子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループの金融資産は、主として国内の顧客に対する貸出金であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。有価証券は主に債券、株式、投資信託であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内の顧客からの預金、譲渡性預金であり、市場リスクに晒されております。借入金は、市場リスク及び一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合等、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金利関連取引では金利スワップ取引であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

「信用リスク」とは、信用供与先の信用状況の悪化により、銀行の資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行グループは、信用リスクは業務運営において不可避のリスクであり、かつ迅速な対応が必要であると十分認識しており、信用リスクをコントロールできる態勢の構築を目指しております。とりわけ、与信集中リスクについては、信用リスクの集中を回避し、バランスのとれた与信ポートフォリオを構築するため、与信集中リスク管理基準を制定し、与信集中リスクの把握・改善に取り組んでおります。

なお、計測した信用リスク量については信用格付別・業種別・地域別等の信用リスクの状況を評価・分析するとともに、「リスク資本制度」のもとでリスク量による量的な管理、コントロールを行っております。

②市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等のさまざまな市場リスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主として「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」があります。

当行グループは、市場リスク管理をALMの一環として位置付け、自己資本、収益

力、預貸金動向や有価証券保有状況等を踏まえたうえで、リスクとリターンのバランスを適切に保つことを方針としております。

具体的には、「経営会議」において統合リスク量の状況、市場投資部門のリスク量の状況及び預貸金の金利リスク量の状況を審議するとともに、「有価証券運用計画」を審議することで、銀行全体のリスクと市場リスクを一体的に管理する体制としております。市場投資部門においては、有価証券全体及び種類別のポジション枠を設定し、その範囲内で機動的に市場取引を行っております。

また、市場関連取引の相互牽制のために、市場リスクの管理部署（ミドル・オフィス）は、フロント・オフィス、バック・オフィスとは組織的に分離し、日次でリスクの状況をモニタリングしております。

なお、市場リスクの管理部署では、銀行業務における有価証券勘定と預貸金勘定について、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を把握し、リスク管理・分析を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量（VaR）算出には、分散・共分散法を採用しております。

有価証券勘定のうち純投資 保有期間：6ヵ月、信頼水準：99.0%、観測期間：5年
有価証券勘定のうち政策投資 保有期間：1年、信頼水準：99.0%、観測期間：5年
預貸金勘定 保有期間：1年、信頼水準：99.0%、観測期間：5年

当行グループは、預貸金勘定の市場リスク量（VaR）算出にコア預金を考慮しており、コア預金の計測方法は内部モデル手法を採用しております。

当行グループの当連結会計年度末の市場リスク量（VaR）は、有価証券勘定で1,138百万円、預貸金勘定で777百万円です。

なお、当行グループは市場リスク計測手法の信頼性を検証するために、有価証券勘定において算出した保有期間：1日のVaRと日々の時価下落額とを比較する方法によりバックテストを実施し、有効性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

「流動性リスク」には、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである「資金繰りリスク」、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクである「市場流動性リスク」、対外決済において資金又は資産を予定通り受け取れなくなることにより損失を被るリスクである「決済リスク」が含まれます。

流動性リスクは、これら資金繰りリスク、市場流動性リスク、決済リスクの3つのリスクを総合したリスクですが、市場流動性リスク、決済リスクは最終的に資金繰りリスクに帰結するものであり、資金繰りリスクの管理が重要な経営課題であると捉えております。

当行グループは、資金調達構成や運用と調達の資金ギャップ、流動性準備高の管理を通じて適正な資金繰り管理を実施し、統合的リスク管理部門の担当役員に報告を

行っております。

具体的には、資金繰りの状況に応じて、「平常時」「懸念時」「危機時」の区分を設定し、それぞれの区分に応じた管理手法・報告体制・決裁方法を定め、組織的に独立したフロント・オフィス、バック・オフィス、ミドル・オフィスが相互牽制を働かせながら管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券 (*2)	4,960	4,960	—
(2) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	349,364 △4,415		
	344,949	351,259	6,310
資産計	349,909	356,220	6,310
(1) 預金	432,565	432,566	1
(2) 借入金	1,800	1,800	—
負債計	434,365	434,366	1

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和3年(2021年)6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	282
組合出資金 (*2)	3,354

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年(2020年)3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和3年(2021年)6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	85,238	—	—	—	—	—
有価証券	200	684	2,971	1,775	623	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	200	684	2,971	1,775	623	—
貸出金(*)	149,656	84,134	41,662	11,515	6,252	17,235
合 計	235,095	84,819	44,634	13,291	6,875	17,235

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの10,176百万円、期間の定めのないもの28,730百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	367,627	16,890	5,620	—	—	—
借入金	1,800	—	—	—	—	—
合 計	369,427	16,890	5,620	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(*)	3,315	1,200	—	4,515
その他有価証券	3,315	1,200	—	4,515
国債・地方債等	1,705	1,200	—	2,905
株式	1,578	—	—	1,578
その他	31	—	—	31

資産計	3,315	1,200	—	4,515
負債計	—	—	—	—

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は444百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の の包括利益		購入、 売却及 び償還 の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 投資信託の評 価損益
	損益に計 上(*)	その他の包 括利益に計 上					
7,248	1,154	△1,005	△6,952	—	—	444	—

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約できる上限の口数の設定	444

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	351,259	351,259
資産計	—	—	351,259	351,259
預金	—	432,566	—	432,566
借入金	—	1,800	—	1,800
負債計	—	434,366	—	434,366

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確

率、倒産時の損失率等が含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期にわたる貸出金においては、期限前償還リスクは考慮しておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

内部格付や信用リスク等は重要な観察できないインプットであるため、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	当連結会計年度
役務取引等収益	937
預金・貸出業務	346
為替業務	295
証券関連業務	114

保険販売業務	90
代理業務	12
その他	78
顧客との契約から生じる経常収益	937
上記以外の経常収益	7,251
外部顧客に対する経常収益	8,188

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 215 円 62 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 △41 円 3 銭

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社福邦銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 橋 勇 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 実
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福邦銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い銀行の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 福邦銀行 監査役会
 常勤監査役 南 出 晁 弥
 社外監査役 上 野 野 嘉 一
 社外監査役 森 口 功

以上